

高知県国民健康保険団体連合会

「健康測定機器貸出要綱」

制 定	平成 17 年 4 月 1 日
改 正	平成 18 年 4 月 1 日
改 正	平成 19 年 4 月 1 日
改 正	平成 20 年 4 月 1 日
改 正	平成 21 年 4 月 1 日
改 正	平成 22 年 10 月 1 日
改 正	平成 25 年 4 月 1 日
改 正	平成 26 年 4 月 1 日
改 正	平成 26 年 11 月 1 日
改 正	平成 31 年 2 月 1 日
改 正	令和 3 年 6 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、高知県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）において国保保険者等に対する健康測定機器の貸出しについて必要な事項を定め、もって国保被保険者等の健康保持、増進に対する意識の向上に寄与することを目的とする。

(貸出機器)

第 2 条 貸出機器は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) デュアル周波数体組成計
- (2) 超音波骨量測定装置
- (3) piCO⁺（呼気中一酸化炭素濃度測定器）
- (4) 位相差顕微鏡(血液さらさら度チェック(採血式))（以下「血液さらさら度チェック」という。）
- (5) 肥満度判定付き血管年齢測定システム「メタボリ先生」
- (6) 脳年齢計 A T M T
- (7) 食育 S A T システム
- (8) 骨ウェーブ

(貸出基準)

第 3 条 機器の貸出しについては、次の各号に掲げる事項を具備することを要件とする。

- (1) 使用場所が屋内であること。
- (2) 超音波骨量測定装置・血液さらさら度チェックについては、医師、保健師、看護師、臨床検査技師等の有資格者が運用者として確保されていること。

(申込み)

第4条 健康測定機器の借入れを受けようとするものは、健康測定機器借入申込書を連合会に提出しなければならない。

(貸出しの決定)

第5条 連合会は、前条の健康測定機器借入申込書を審査し、その結果を申込者に通知する。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、原則として5日以内とする。ただし、借受人が予め連合会の承認を得た場合は、この限りではない。

(契約書の締結について)

第7条 貸出し決定後、借受人は健康測定機器の使用貸借及び運用業務について、貸出人である連合会理事長との間に、健康測定機器使用貸借及び業務委託契約を締結しなければならない。健康測定機器使用貸借及び業務委託契約書は2通作成し、借受人、連合会で1通ずつ保有する。

(貸出機器の授受)

第8条 機器の授受については、借受人が連合会に来会し、直接行うこととする。

(使用上の注意)

第9条 借受人は貸出機器の使用にあたり、紛失又は棄損しないよう細心の注意を払わなければならない。

2 測定結果に基づく診断は出来ないものとする。

(経費負担)

第10条 運搬及び搬入・搬出経費については、借受人の負担とする。

2 借受人が県内国保保険者以外の場合、貸出機器に関する消耗品費については、借受人の負担とする。

(損害弁償)

第11条 借受人は、貸出機器を紛失し、又は棄損したときは、損害を弁償しなければならない。その損害額については、その都度連合会理事長が定める。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、健康測定機器の貸出しについて必要な事項は、連合会理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 22 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。